

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 11 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 2 月 11 日から 36 年 1 月 1 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務した。社会保険事務所（当時）で記録を確認したところ、昭和 36 年 3 月 25 日に脱退手当金を受給していることになっているが、受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証は、「再交付」の押印が無いことから、A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、社会保険事務所の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人は、A 社を退職する際、事務担当者から厚生年金保険被保険者証を渡され、「大事なものであり、将来の年金につなげるために必要なので大切に保管しておくように。」と言われたとしており、申立人が現在も当該被保険者証を所持していることを踏まえると、申立人の当時の状況についての主張は信憑性^{びよう}が高い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年11月まで

私は、平成2年7月にA市に帰郷し、市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料の納付方法や金額は明確には覚えていないが、まとめて保険料を納付した記憶がある。申立期間の国民年金保険料が納付と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成2年7月にA市に帰郷し、市役所で国民年金の加入手続をした。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、平成7年9月ごろにB町（現在は、C市）で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法や保険料額について記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年12月まで
私が成人したころは、家業が順調だった。私の国民年金保険料は、父親が加入手続をして当初から口座振替で納付したと思う。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月ごろに申立人の弟と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和52年3月ごろに申立人の弟と連番で国民年金手帳記号番号を取得した直後の同年4月28日に、その時点で過年度納付が可能な50年1月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の「国民年金に加入した申立期間当初から、国民年金保険料を口座振替により現年度納付していた。」との主張には、不自然な点が見受けられる上、同市における国民年金保険料の口座振替制度の導入は、60年4月以降であったことが確認できる。

さらに、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しており、母親も高齢で証言が得られず、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 1 日から 17 年 8 月 1 日まで

私は、平成 16 年 8 月から、A社に正職員として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する賃金台帳から判断すると、申立期間において申立人が申立事業所に勤務し、固定的賃金を支給される正職員であったことが認められる。

しかしながら、申立事業所が保管する賃金台帳及び給与支払報告書において、申立人の申立期間に係る給与から、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、申立事業所は、「申立人について、厚生年金保険の被保険者資格の取得に係る手続は行っておらず、厚生年金保険料も給与から控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録では、申立期間において、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月6日から同年12月14日まで

私は、昭和55年12月に厚生年金保険の第4種被保険者資格の取得手続きを行い、申立期間の保険料を一括で支払ったことを記憶している。申立期間について、厚生年金保険の第4種被保険者記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年12月に厚生年金保険の第4種被保険者資格の取得手続きを行い、申立期間の保険料を一括で支払った。」と主張しているものの、納付日、保険料の額等を確認できる資料等はなく、申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者原票によると、申立人は厚生年金保険第4種被保険者の資格を昭和55年12月15日に取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険法により、厚生年金保険第4種被保険者は、厚生年金保険の被保険者期間が20年(240月)に達したときはその資格を喪失することが定められているところ、申立人について、厚生年金保険の第4種被保険者資格の取得手続きを行った昭和55年12月15日までの期間において、厚生年金保険及び共済年金の被保険者期間が150月あったことから、第4種被保険者として保険料を納付できる期間は同日以降90月であることが認められるとともに、前述の被保険者原票において、当該資格を喪失する予定日を示唆する「63年6月15日」の記載が確認でき、当該資格の取得日である55年12月15日から63年6月15日までの期間が90月であることから判断すると、申立期間は当該期間に含まれていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間において、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月ごろから27年3月ごろまで

私は、昭和21年3月ごろから27年3月ごろまで、A事業所（現在は、B事業所）に勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和29年4月1日であり、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚に、昭和29年4月1日以前の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち連絡先が判明した者は、いずれも申立人を記憶しておらず、同日以前の厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることもできない。

さらに、A事業所に当時の資料は保管されておらず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番も無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、C共済組合に照会した結果、A事業所における申立人の共済組合員記録は確認できない。

なお、申立期間当時、A事業所と同じD県E郡F町に所在していたとされる複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時、申立人の氏名を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 13 年 6 月 1 日から A 事業所に勤務したのに、同年 7 月 1 日からの厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できるものの、事業所から提出された職員カードによると、申立人は平成 13 年 7 月 1 日に採用された旨記載されていることが認められる上、申立期間について雇用保険の被保険者記録が無いことなどから、申立人が、申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立事業所が保管する賃金台帳によると、申立人については、平成 13 年 7 月分の給与が支給されていることは確認できるものの、同年 6 月分は空白となっており、同年 6 月分の給与が支給されたことが確認できない。

さらに、A 事業所は、「職員として採用した日をもって社会保険の加入手続を行っている。」旨回答しているところ、前述の職員カード及びオンライン記録において、申立人と同じ職種である複数の者について、職員カードに記載された採用日が厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

加えて、申立事業所が保管する厚生年金基金加入員資格取得届では、申立人の加入員資格の取得日は平成 13 年 7 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を

納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 561 (大分事案 199 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から36年11月まで

私は、昭和28年1月にA社に入社した。勤務先は、最初の1か月間がB事業所、昭和28年2月から36年11月までの期間がC事業所であった。その後、私はD事業所(後の、A社D事業所)勤務となったが、D事業所勤務となる前のB事業所及びC事業所で勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

今回、申立事業所をA社として再申立てするので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、昭和28年1月から1か月間勤務したとするB事業所については、i) 厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できること、ii) 同年2月から36年11月まで勤務したとするC事業所は、E社という名称であることが認められるものの、同社は38年1月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、iii) その後勤務したとするD事業所については、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等において、36年11月以前の期間について申立人の氏名は確認できないことなどから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間は同じであるものの、申立事業所について、B事業所及びC事業所を経営するA社を調査することにより、厚生年金保険の被保

険者期間として認めてほしいと主張し、再度申立てている。

しかしながら、A社について、当時の厚生年金保険の元事務担当者に照会した結果、「A社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではない。B事業所、C事業所及びD事業所は別法人であり、厚生年金保険の加入も所属により区別していた。」と供述しているところ、適用事業所名簿により、同社がB事業所を経営し、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。